

2024（令和6）年5月15日

各県中学校長会長 様
各県修学旅行委員会委員長・部長 様
各県中学校長 様

公益財団法人 全国修学旅行研究協会
関東地区公立中学校修学旅行委員会事務局

2025（令和7）年度に実施する修学旅行における
東海道新幹線／北陸新幹線の乗車区間の変更について（事務連絡）

次年度2025（令和7）年度実施の修学旅行で、関修委が運営する連合体列車（東海道新幹線／北陸新幹線）の乗車区間を変更する場合の手続き方を以下の通りといたします。

つきましては、新幹線の運行計画に支障を及ぼすことなく修学旅行を円滑に実施するためにも、早めに手続きを完了頂きますよう、お願いいたします。

1. 【東海道新幹線】

「大阪・関西万博」見学の関係で、東海道新幹線の乗車区間を当初の申込み内容から変更する場合

（区間変更の例 往路：東京→京都 ⇒ 東京→新大阪 など）

修学旅行出発日の4ヵ月前までに、取扱いの旅行会社を通じて乗車区間の変更手続きを行ってください。

2. 【北陸新幹線】

「北陸新幹線の敦賀延伸」の関係で、北陸新幹線の乗車区間を当初の申込み内容から変更する場合

（区間変更の例 往路：東京→金沢 ⇒ 東京→福井、敦賀 など）

修学旅行出発日の4ヵ月前までに、取扱いの旅行会社を通じて乗車区間の変更手続きを行ってください。

特記事項

- ① 当初申込みの乗車区間から変更が無い場合は、上記手続きは不要です。
- ② 乗車区間の変更手続きの詳細については、取扱いの旅行会社にお問合せください。
なお、手続き自体は旅行会社を通じて行なうことになります。
- ③ 関修委の連合体列車を使用せずに独自に実施する学校（小口学生団体）につきましても、極力、早めに変更手続きを行ってください。

※ 上記の場合に限らず、実際の乗車区間については、取扱い旅行会社とお打合せのうえ可能な限り早い時点で確定させ、当初の申込み内容から変更が生じる場合には、早急に区間変更の手続きをお取りください。

以上